

東京局間連第 26-30 号  
平成 26 年 5 月 22 日

各 間 税 会 会 長 殿

東京国税局間税会連合会  
会 長 片 岡 直



「全間連の最重点施策 (平成 26 年 4 月以降)」  
に関する具体的な実施手法等について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当連合会の運営につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標題のことについて、全国間税会総連合会会長から、別添のとおり通知がありましたことを踏まえ、当連合会としては、各単位会が最重点施策に関してより積極的な取組みを行い実りある会活動となるよう、最重点施策に関する具体的な実施手法等を下記のとおり例示することとしました。

つきましては、各単位会においては、その趣旨をご理解の上、これまでの各単位会における活動実績等を踏まえつつ、最重点施策に関する取組施策の策定の際の参考として活用していただき、目標達成に向けた積極的な活動を展開されますようお願い申し上げます。

記

1 会員増強による組織拡大等に関すること  
(数値目標の設定)

全間連では、平成 29 年 4 月 1 日現在の会員数を全国で 12 万人社にすることを目標に、今後、3 年間に於いて平成 26 年 4 月 1 日現在の会員数の「35%増」を図ることとしている。

当連合会としては、全間連の方針を踏まえ、かつ、平成 26 年度は取組初年度であること等を勘案し、平成 27 年 3 月 31 日現在の会員数に係る数値目標を次のとおり定め、会員増強に努めることとする。

平成 27 年 3 月 31 日現在の会員数に係る対前年度増加割合	15%増
-----------------------------------	------

(参考：平成 25 年 4 月 1 日現在の会員数をベースとした参考数値等)

① 平成 25 年 4 月 1 日現在の会員数	18,138 人社
② 平成 27 年 3 月 31 日現在の見込会員数(①×1.15 倍)	20,860 人社
③ 一年間の会員増員数(②－①)	2,722 人社
④ 一単位会当たりの会員増員数(③÷84 単会)	32 人社
⑤ 役員一人当たりの会員増員数(④÷6 人と仮置き)	5 人社程度

なお、平成 27 年度及び 28 年度の数値目標については、全間連が定めた目標数値を達成するよう、平成 26 年度の進捗状況等を勘案して、別途、定めることとする。

### (具体的な実施手法等)

「モデル会」に指定された間税会が組織拡大のために取り組んだ施策等のうち、有効と思われる主な施策等を列挙すると、次のとおりである。

- ・「組織拡大委員会」といった会員増強専担組織を設立し、責任を持った取り組み体制を構築
- ・単位会の年間増員数を定め、役員又は地区ごとに目標数値を設定
- ・「1 会員 1 新規会員の獲得運動」を展開
- ・金融機関・税理士会支部・法人会・優良法人の会・商工会・各種協会・各種団体等のキーマンに積極的に働きかけて間税会への協力体制を構築
- ・未加入先リストを作成し、地区ごとに担当役員を決めて勧誘活動を展開
- ・一般会員より年会費を安くする「新分野の会員制(ファミリー会員、準会員など)」を創設

(注)仮に「新分野の会員制」を設ける場合には、会運営や一般会員に影響を与えるような会費水準にしないなど、制度設計について十分な検討が必要。

- ・役員は常に「勧誘グッズ(入会案内書、入会用紙、銀行の口座振替用紙など)」を持ち歩き勧誘に尽力
- ・新規会員に対しては、勧誘者等が少なくとも 1～2 年は研修会・総会等の案内などのサポート(声掛け等)をすることで脱会を防止

## 2 消費税完納運動の更なる推進に関すること

全間連では、消費税の新規発生滞納額及び滞納残高は連年減少しているものの、他の税目に比べて依然として高い水準にあることを踏まえ、従来から「消費税完納運動」を推進してきているところである。

そのような中、本年 4 月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の滞納増加が懸念されることから、「消費税完納運動の更なる推進」を平成 26 年 4 月以降の全間連の最重点施策の一つとして定めたところである。

当連合会としては、全間連の方針を踏まえ、次に掲げる施策について、創

意工夫を加えながら実効性のある取組みを、従来にも増して積極的に行うことにより、「消費税完納運動」を更に推進するよう努めることとする。

(具体的な実施手法等)

1 適正申告・期限内納付の実践

- ・間税会の会員自らが適正申告と期限内納付を実践

2 適正申告・期限内納付の広報

(1) ステッカーによる広報

- ・「消費税完納運動推進」ステッカーを店頭・事務所入口等に貼付し、消費税の完納を呼び掛け

(2) 「税を考える週間」行事等の一環としての「消費税完納運動」の広報

- ・間税会が実施する各種アンケート用紙や一般消費者に配付するパンフレット等に「〇〇間税会は、消費税完納運動を推進しています。」の文言を挿入
- ・クリアファイルの配付の際に、「ダイレクト納付」「振替納付」の利用を促すチラシ等も配付

(3) 確定申告期の広報

- ・宣伝カー、横断幕、懸垂幕による広報、街頭広報等により、一般事業者に対して「適正申告・期限内納付」を呼び掛け

(4) 納税資金の備蓄運動の推進

- ・納税資金の事業資金化を防ぎ、中間申告及び確定申告の納期限に納付ができるよう、計画的な納税資金の備蓄の実践と呼び掛け
- ・消費税に係る「任意の中間申告制度」の活用

(5) 消費税積立預金(積金)の商品化への働き掛けと実践

- ・消費税の中間申告及び確定申告の納期限に備えるため、消費税相当額を毎月計画的に積み立てる「消費税積立預金(積金)」の商品化を、地元の金融機関に働き掛け
- ・「消費税積立預金(積金)」が商品化された場合には、会員は積極的に口座を開設

(具体例)

○消費税増税に伴う納税準備預金の開設について(西武信用金庫八王子支店：八王子間税会)・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙1)

○熊本県信用組合による「消費税増税等に伴う納税対策資金」のサポートの開設(平成25年12月2日より実施)・・・・・・・・(別紙2)

○東京局間連管内における平成11年当時の「消費税積立預金」の開設状況・・・・・・・・・・・・・・・・(別紙3)

## (6) 消費税完納宣言

- ・地域内における適正申告と期限内納付の励行及び納税道義の高揚等を図る観点から、地域内の関係団体が連携して消費税完納宣言等を採用(具体例)

- 六水会(荒川税務署管内の関係民間団体6団体で構成)が「消費税完納宣言」を平成26年3月27日に実施
- 関東信越税務連絡協議会(関係民間団体6団体で構成)が「e-Tax利用促進及び消費税期限内完納推進宣言」を平成25年10月25日に実施
- 鹿児島・奄美大島地区税務協力団体長連絡協議会が「消費税完納推進宣言」を平成26年1月16日に実施

## 3 消費税の啓発活動等の拡充に関すること

本年4月からの消費税率の引上げに伴い、消費税の重要性の高まりと相俟って、消費税の会としての間税会の役割は、益々、高まってくるとの観点から、全間連では、「消費税の啓発活動等の拡充」を平成26年4月以降の全間連の最重点施策の一つとして定めたところである。

当連合会としては、全間連の方針を踏まえ、次に掲げる消費税に関する啓発活動等を、これまで以上に積極的に展開することにより、間税会の存在感を高め、組織の拡大強化に繋げるよう努めることとする。

なお、研修会等の開催に当たっては、講師を確保する必要があることから、税務当局とは事前に前広に相談し、計画的に開催できるよう配慮する。

### (具体的な実施手法等)

- ・未加入者にも参加を呼び掛ける研修会・説明会・講演会の開催
- ・業種別研修会等の開催
- ・近隣の間税会との合同研修会等の開催
- ・税務協力団体と連携した税務研修会の開催
- ・消費税申告書の書き方、課税・非課税・免税・不課税の区分、仕入税額控除の考え方など、消費税の項目別セミナーの開催
- ・新規会員を対象にした税務署との意見交換会の開催
- ・確定申告期に地元新聞に消費税啓発記事等を掲載

会員各位

八王子間税会  
会長 伊奈 稔

### 消費税増税に伴う納税準備預金の開設について

拝啓

時下ますますご清祥の事、お慶び申し上げます。

さて、平成 26 年 4 月 1 日より消費税が 5%→8%へ増税となることが平成 25 年 10 月 1 日正式発表されました。増税に伴う税額は下記の一例の通りとなることが見込まれます。

消費税は預かり金であるため納税まで確保しておくことが望ましい資金です。従いまして、日掛け・月掛け・心掛けをモットーに来る消費税の納税準備として、「納税準備預金」を開設し、ご活用頂くことをお勧めしたいと存じ、ご案内させていただきます。

つきましては、本会の会員でもある西武信用金庫八王子支店に納税準備預金の窓口機関を お願いしました。納税準備預金をご希望の方は、下記事務局までお申込みください。

尚、開設については西武信用金庫八王子支店の職員が会員の皆様方のところに伺いいたします。ご多用中のところ大変恐縮ではございますが、ご検討の程、よろしくお願い致します。

敬具

記

<例> 税抜き売上高 1 億円の場合

【現在】	売上高 1 億円×消費税 5%=預かり消費税 500 万円・・・①
	仮に仕入 30%、経費（人件費除く）30%とすると、
	仕入 3,000 万円×消費税 5%=150 万円・・・②
	経費（人件費除く）3,000 万円×消費税 5%=150 万円・・・③
	<u>収めなければならない消費税=①-②-③=200 万円・・・④</u>

【増税後】	売上高 1 億円×消費税 8%=預かり消費税 800 万円・・・⑤
	仮に仕入 30%、経費（人件費除く）30%とすると、
	仕入 3,000 万円×消費税 8%=240 万円・・・⑥
	経費（人件費除く）3,000 万円×消費税 8%=240 万円・・・⑦
	<u>収めなければならない消費税=⑤-⑥-⑦=320 万円・・・⑧</u>
	<b>増加する消費税額 (⑧-④) 120 万円</b>

※ 上記は原則課税を採用している企業の例であり、簡易課税を選択している場合等、算出方法が異なる場合がございます。詳しくは専門家にご相談ください。

<お問い合わせ・受付先>

〒192-0071 八王子市八日町 1 番 11 号	西武信用金庫八王子支店
Tel 042-620-3111	Fax 042-620-3383

(別紙2)

熊本県納税貯蓄組合連合会・熊本県間税会連合会  
熊本県信用組合がお届けする2つの

# 「消費税増税等に伴う納税対策資金」

## その1 預金サポート

備えて安心

# けんしんの納税準備預金

平成25年12月2日より

預金  
利率

年0.05%



預金  
利率

年0.1%

### 1. お得な預金利率

〈参考〉普通預金利率：年0.02% (平成25年12月2日現在)

### 2. 納税目的でご利用いただければ 非課税扱い

(注) 納税目的以外の払戻しがあった場合は課税扱いとなり、利息計算期間の利息については普通預金利率が適用されます。

### 3. 普通預金口座等から同預金口座へ 毎月一定額の自動振替が可能

熊本県間税会連合会・熊本県納税貯蓄組合連合会

提携金融機関：熊本県信用組合

<http://www.kumamotoken.shinkumi.jp>

#### 【熊本県信用組合 営業店一覧】

本店営業部 096-323-7711	田崎支店 096-323-2731	宇土支店 0964-22-1054	天明支店 096-223-2345
八代支店 0965-32-7148	人吉支店 0966-23-2381	免田支店 0966-45-1068	多良木支店 0968-42-2134
牛深支店 0969-73-3117	阿蘇支店 0967-32-0731	高森支店 0967-62-0721	大津支店 096-293-3361
大矢野支店 0964-56-0325	鏡支店 0965-52-0411	小川支店 0964-43-0258	高浜支店 0969-42-1133
御領支店 0969-32-1222	本渡支店 0969-23-5111	高千穂支店 0982-72-2101	北方支店 0982-47-2786

## その2 融資サポート

納税資金の不足分を強力サポート

# けんしんタックスサポーター



融資  
利率

年 **2.6%** (固定金利)

〈上記利率より最大0.3%優遇あり〉

**原則  
担保不要**

**法人の場合  
代表者以外の  
保証人不要**

**手数料  
不要**

ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たす法人及び個人事業者の方 ① 熊本県信用組合で納税準備預金を利用されている法人または個人事業者 (新規でご利用いただける法人または個人事業者を含みます。) ② 同一事業を2年以上継続して営み、かつ2期以上の決算を実施していること ③ 熊本県信用組合の組合員であること (組合員になっていた法人または個人事業者を含みます。) ④ その他、熊本県信用組合所定の審査基準を満たすこと
融資金額	30万円以上 500万円以内(1万円単位) ※ただし、納税額の範囲内とさせていただきます。
融資期間	1年以内
お使いみち	納税資金(法人税、所得税、消費税、県市町村税等)
融資利率	年2.60%(固定金利) なお、下記の場合は金利を優遇いたします。(最大0.3%優遇) ① 納税貯蓄組合員または間税会員 ……0.1%優遇 ② 「電子申告」の利用先 ……0.1%優遇 ③ 熊本県信用組合の納税準備預金残高が30万円以上を有している先……0.1%優遇
融資形態	証書貸付または手形貸付
返済方法	元利均等分割返済、元金均等分割返済、一括返済
連帯保証人	法人の場合は代表者1名、個人の場合は法定相続人1名
担保	原則不要です。 ただし、担保の設定をお願いさせていただく場合もございます。
手数料	不要です。

※ 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承ください。詳細については最寄りの熊本県信用組合の営業店にお問合せください。

(別紙 3)

東京国税局間税会連合会管内における平成 11 年当時の  
「消費税積立預金」の開設状況

導入金融機関名	商品名	預金科目	導入年月	所轄税務署名
船橋信用金庫 (14.6.17 名称変更 「東京東信用金庫」)	納税くん	納税準備預金	平成 11 年 5 月	船橋税務署
太平信用金庫 (18.1.10 合併変更 「多摩信用金庫」)	安心タックスくん	納税準備預金	平成 11 年 8 月	武蔵野税務署
木更津信用金庫 (14.1.4 合併変更「千 葉信用金庫」)	納税上手	納税準備預金	平成 11 年 10 月	木更津税務署
東京ベイ信用金庫 (13.3.19 合併変更 なし)	納税の達人	納税準備預金	平成 11 年 10 月	市川税務署
昭和信用金庫 (12.12.4 合併変更 なし)	消費税完納推 進奨励預金	納税準備預金	平成 11 年 9 月	北沢税務署
銚子信用金庫 (14.11.18 合併変更 なし)	納税名人	納税準備預金	平成 11 年 11 月	銚子税務署

(注)「導入金融機関名」欄の( )書の名称は、合併による変更後の名称(現  
在の名称)である。



(参考1)

## 平成24年度租税滞納状況について

(単位:億円)

区 分		A 平成23年度末滞納整理中 のものの額(前期繰越額)	B 新規発生滞納額	C 整理済額		D(A+B-C) 平成24年度末滞納整理中 のものの額(次期繰越額)			
全 国	全 税 目	(95.9%)	13,617	(97.7%)	5,935	(102.9%)	6,850	(93.3%)	12,702
	うち消費税	(98.0%)	4,169	(98.8%)	3,180	(102.5%)	3,390	(95.0%)	3,960
	消費税の割合		30.6%		53.6%		49.5%		31.2%
東 京	全 税 目	(96.8%)	7,463	(97.3%)	2,351	(104.4%)	2,779	(94.3%)	7,035
	うち消費税	(97.5%)	2,110	(102.6%)	1,121	(102.5%)	1,177	(97.3%)	2,054
	消費税の割合		28.3%		47.7%		42.4%		29.2%
関 東 信 越	全 税 目	(95.8%)	1,427	(99.6%)	712	(107.3%)	835	(91.4%)	1,304
	うち消費税	(101.0%)	470	(95.6%)	372	(106.9%)	412	(91.7%)	430
	消費税の割合		32.9%		52.2%		49.3%		33.0%
大 阪	全 税 目	(92.3%)	1,568	(97.9%)	891	(96.0%)	999	(93.1%)	1,461
	うち消費税	(96.4%)	514	(95.8%)	507	(97.7%)	537	(94.3%)	484
	消費税の割合		32.8%		56.9%		53.8%		33.1%
北 海 道	全 税 目	(94.7%)	341	(98.7%)	226	(104.1%)	259	(90.5%)	309
	うち消費税	(94.2%)	144	(99.1%)	148	(100.1%)	158	(92.8%)	133
	消費税の割合		42.1%		65.4%		61.2%		43.1%
仙 台	全 税 目	(110.4%)	455	(115.7%)	273	(159.1%)	307	(92.5%)	421
	うち消費税	(125.7%)	191	(109.7%)	169	(160.6%)	185	(91.7%)	175
	消費税の割合		42.0%		62.0%		60.3%		41.6%
東 海	全 税 目	(91.6%)	953	(99.0%)	580	(101.1%)	680	(89.5%)	853
	うち消費税	(93.1%)	287	(97.8%)	316	(99.2%)	341	(91.1%)	261
	消費税の割合		30.1%		54.4%		50.1%		30.6%
北 陸	全 税 目	(97.4%)	301	(96.7%)	96	(94.0%)	100	(98.4%)	296
	うち消費税	(94.4%)	53	(93.3%)	60	(93.4%)	63	(94.4%)	50
	消費税の割合		17.7%		62.4%		62.4%		17.0%
広 島	全 税 目	(94.0%)	294	(90.4%)	227	(92.6%)	250	(92.2%)	271
	うち消費税	(92.2%)	93	(94.3%)	134	(95.5%)	143	(90.2%)	84
	消費税の割合		31.6%		58.9%		57.2%		30.9%

区 分		A 平成23年度末滞納整理中 のものの額(前期繰越額)		B 新規発生滞納額		C 整理済額		D(A+B-C) 平成24年度末滞納整理中 のものの額(次期繰越額)	
四 国	全 税 目	(95.6%)	119	(83.8%)	83	(91.6%)	96	(89.3%)	106
	うち消費税	(91.3%)	37	(94.7%)	49	(95.0%)	52	(90.5%)	33
	消費税の割合		30.9%		58.8%		54.6%		31.4%
福 岡	全 税 目	(93.5%)	391	(90.7%)	262	(93.4%)	295	(91.6%)	358
	うち消費税	(95.5%)	171	(93.3%)	168	(94.7%)	178	(94.2%)	161
	消費税の割合		43.7%		64.1%		60.3%		45.0%
南九州	全 税 目	(94.6%)	191	(102.3%)	177	(97.8%)	180	(98.4%)	188
	うち消費税	(97.3%)	73	(94.8%)	109	(98.3%)	115	(91.8%)	67
	消費税の割合		38.2%		61.6%		63.9%		35.6%
沖 縄	全 税 目	(89.6%)	113	(85.4%)	57	(87.1%)	70	(88.9%)	100
	うち消費税	(95.2%)	27	(95.6%)	28	(95.2%)	29	(95.7%)	26
	消費税の割合		24.1%		49.2%		42.0%		26.0%

(注)1 括弧内の数値は、対前年度比である。

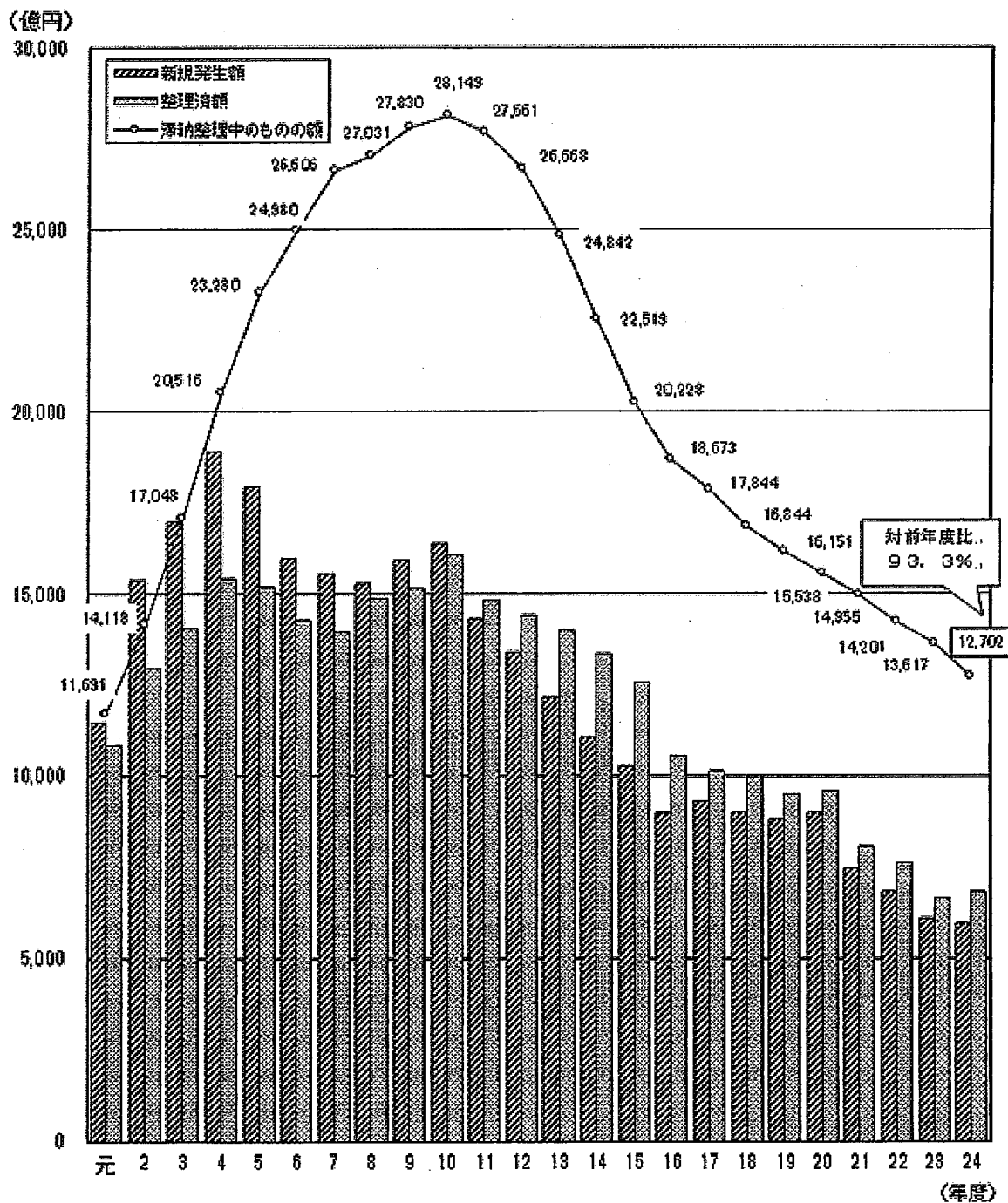
2 地方消費税は除く。

3 平成25年4月及び5月に督促状を発付した滞納のうち、その国税の所属年度(納税義務が成立した日

4 各々の計数で四捨五入をしているため、合計が一致しない場合がある。

(参考2)

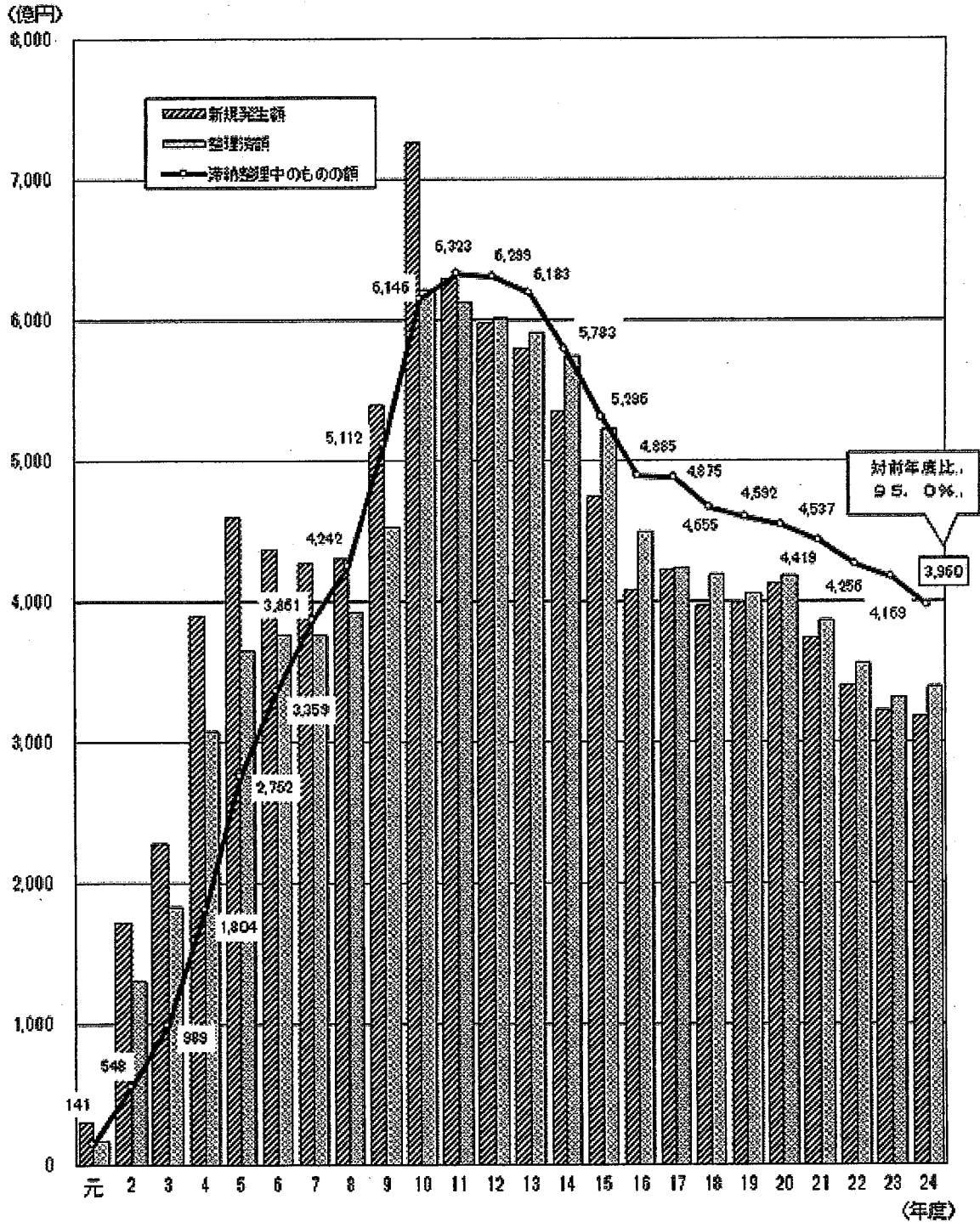
平成 24 年度の「滞納整理中のものの額の推移(全税目)」



(注) 地方消費税を除いています。

(参考3)

平成24年度の「滞納整理中のものの額の推移(消費税)」



(注) 地方消費税を除いています。